

監 査 報 告 書

平 成 17 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 7 号
平 成 17 年 6 月 2 日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

天 宅 陸 行 (印)

久 保 敏 彦 (印)

内 匠 屋 八 郎 (印)

藤 原 昭 一 (印)

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成17年4月21日から5月20日までの間に実施
した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1	監査報告の概要	1
1	監査の実施方針	3
2	監査の実施状況	3
3	監査結果の総括	5
第2	地方機関等の監査結果	9
	県民政策部関係	11
	企画管理部関係	12
	健康生活部関係	21
	農林水産部関係	23
	教育委員会関係	24
	公安委員会関係	28

第 1 監査報告の概要

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し定期監査を実施した。

2 監査の実施状況

(1) 監査対象

定期監査の対象とした78地方機関等の名称及び監査の実施期間等は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施期間	監査結果
県民政策部 県立西播磨文化会館	平成17年 4月26日	11頁
県立東播磨生活科学センター	平成17年 5月20日	11頁
企画管理部 東播磨県民局	平成17年 5月18日、 5月19日	12頁
北播磨県民局	平成17年 5月11日、 5月12日	15頁
西播磨県民局	平成17年 4月21日、 4月22日	18頁
東京事務所	平成17年 4月27日	20頁
広域防災センター	平成17年 5月10日	20頁
健康生活部 食肉衛生検査センター	平成17年 4月28日	21頁
県立のじぎく療育センター	平成17年 5月12日	21頁
中央こども家庭センター	平成17年 5月19日	22頁
県立明石学園	平成17年 5月20日	22頁
農林水産部 県立農林水産技術総合センター	平成17年 5月12日	23頁
教育委員会 東播磨教育事務所 外 5機関 明石城西高等学校 外47校	平成17年 4月22日、 4月26日、 4月27日、 4月28日、 5月10日、 5月12日 5月13日、 5月19日、 5月20日	24頁 ~ 27頁
公安委員会 明石警察署 外11署	平成17年 4月27日、 5月10日、 5月13日、 5月20日	28頁

(2) 指摘状況

地方機関等ごとの定期監査の指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	予算執行	収 入	支 出	財 産	工事事務	補助事業	その他	合 計
東播磨県民局		3	3	2	1			9
北播磨県民局		4	3	4	2			13
西播磨県民局	1	4	4	3	1	1		14
広域防災センター		1						1
食肉衛生検査センター			1					1
県立のじぎく療育センター			1					1
中央こども家庭センター		1	1					2
県立農林水産技術総合センター			1					1
東播磨教育事務所		1	1					2
北播磨教育事務所		1						1
西播磨教育事務所		2	1				1	4
明石城西高等学校		1						1
加古川南高等学校			1					1
農業高等学校		1						1
西脇北高等学校		1						1
三木北高等学校			1					1
三木東高等学校		1						1
松陽高等学校		1						1
吉川高等学校			1					1
播磨農業高等学校		1	1					2
北はりま養護学校			1					1
合 計(21機関)	1	23	21	9	4	1	1	60

(注) 1 収入、支出誤りとして指摘した金額(収入未済額を除く。)は、5,074千円である。

2 前年度(6月報告分)にも指摘を受けている機関(12機関)に 印を付記した。

3 監査結果の総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は、21機関、60項目で、機関数、項目数はほぼ前年度（6月報告分）並みとなっているものの、この中には前年度にも指摘を受けている機関が12機関ある。

指摘項目のうち約7割が収入、支出に関するものであり、これらの多くは経理事務の初歩的、基本的な誤りであることから、事務処理に当たっては、法令等を十分理解して行うとともに、自己による再点検はもちろんのこと、形式に流されることなく複数人によるチェックを行うなど、適正な事務処理の確保に努められたい。

(1) 主な指摘事項について

「第2 地方機関等の監査結果」に記載している指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

ア 重点監査項目に関する指摘事項

(ア) 自動車税の課税事務について

自動車税の減免を受けている者のうち、生計を一にする者のために専ら自動車を運転することを理由に減免を受けている者が転居した場合は、再度自動車税減免申請書の提出がないと継続して減免できないにもかかわらず、減免申請書の再提出がないまま継続減免しているものが、1件、39,500円あった。

このほか不動産取得税等の課税誤りが、12件、307,400円あった。

(イ) 工事関係事務について

道路の除草作業の設計においては、除草作業に伴う廃棄物運搬の積算はダンプトラック使用を原則とし、処分場等の受入側が搬入車両を機械式ゴミ収集車（パッカー車）に限定している場合のみパッカー車使用により積算することとされているにもかかわらず、搬入車両を限定していない処分場への搬入車両をパッカー車使用として積算したため、道路除草業務委託の設計が、1件、554,400円過大設計となっていた。

このほか、設計誤りが、7件、2,570,400円あった。

イ その他の指摘事項

(ア) 給与関係事務について

扶養手当の支給に関し、地方職員共済組合の検認時に、共済組合の被扶養家族とならなかった者に係る所得等の確認を行わなかったため、扶養手当等が、3件、388,355円過大支給となっていた。

このほか、給与等（報酬、賃金、旅費を含む。）の支給誤りが、37件、2,039,226円あった。

(イ) 督促について

納付すべき歳入を納期限までに完納しない者があるときは、20日以内に10日以内の期日を指定して督促状により督促しなければならないにもかかわらず、大学奨学資金貸付金返還金等の未完納者に対して督促状による督促を行っていないものが、67件あった。

(ウ) 債権の管理について

弁償金の弁済時期が翌年度以降となることを承認した場合は、当該弁償金を債権現在高簿により記録・管理すべきであるにもかかわらず、債権現在高簿により記録・管理されていない生活保護費弁償金債権が、2件、1,512,790円あった。

(2) 留意・改善を求める事項について

財務に関する事務の執行等に関連して、特に留意・改善を求める事項は、次のとおりである。

ア 授業料の納期内納付の促進について

高等学校授業料の収入未済額は、5校、131件、1,270,950円で、前年度に比べ、学校数、件数、金額のいずれも増加している。また、納期内納付率の低率な学校も2校（皆増）となっている。

授業料の徴収に関して、より一層口座振替の周知を図ることにより、また、教職員及び保護者との連携を一層密にすること等により、収入未済の解消及び納期内納付率の向上に努められたい。

イ 給与関係事務について

今回の監査の結果、給与関係事務に関して主な指摘事項に記載したもののほか、期末手当及び勤勉手当の支給誤りが多数見受けられた。その誤りの多くは、勤務期間等の取扱いを誤ったことによる支給率誤りによるものである。

これらの手当の支給誤りの是正においては、多額の返納や追給が生じることから、事務処理に当たっては、職員の給与等に関する条例等を十分理解のうえ、適正な事務処理に努められたい。

ウ 補助金等の実績確認について

補助事業者等から実績報告書の提出があった場合には、実績報告書及び必要に応じで行う現地調査等により、補助事業費の実績が正確か、補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか等について確認を行うこととなるが、これらの事務手続は補助金等の額の確定のための重要な事務処理であることから、的確かつ適正に行われたい。

エ 自動車事故について

自動車事故（公用車の損傷）については、前年度と同様に5件を指摘事項としているが、これら以外にも公用車運転中の事故が多数発生している。

公務の信頼性を確保していく観点から、公務員の立場を改めて認識させることに加え、交通安全のポイントや運転中の注意事項等を交通安全研修等を通じて、関係職員に周知、徹底することにより、交通安全の確保に努められたい。

オ 任意団体の会計処理等について

県に事務局を設置している任意団体における会計処理等については、綱紀肅正に係る依命通知にあるように、複数人によるチェックや定期的な再点検など内部牽制の充実等により、その適正の確保に努められたい。

また、資金を金融機関に預け入れしている場合にあつては、預金通帳等の管理を厳正に行うとともに、預金残高等を定期的に点検するなど、厳正な取扱いに配慮されたい。

第 2 地方機関等の監査結果

県民政策部関係

県立西播磨文化会館

県立東播磨生活科学センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

企画管理部関係

東播磨県民局

企画調整部

1 県税の調定及び徴収状況について(加古川県税事務所、明石県税事務所)

平成16年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

税目		区分		徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
		調定額	徴収額					
		円	円	円	円	円	%	%
県民税	個人	11,511,071,327	6,975,407,400	83,741,630	4,451,922,297	60.6	60.0	
	法人	1,771,573,037	1,755,619,018	7,246,834	8,707,185	99.1	97.8	
	利子割	128,336,926	128,336,926	0	0	100.0	100.0	
事業税	個人	721,726,672	582,201,642	7,333,413	132,191,617	80.7	80.2	
	法人	8,758,778,835	8,764,079,447	7,700,199	13,000,811	100.1	98.6	
不動産取得税		1,733,145,551	1,339,674,925	9,520,729	(89,312,730) 383,949,897	77.3	78.3	
ゴルフ場利用税		47,146,100	47,146,100	0	0	100.0	100.0	
自動車税		8,699,701,710	8,000,159,418	44,003,198	655,539,094	92.0	92.2	
軽油引取税		1,534,599,531	1,328,212,788	72,506,911	(92,575,320) 133,879,832	86.6	88.1	
狩猟税		6,655,000	6,655,000	0	0	100.0	-	
旧法による税		1,047,748	72,300	340,041	635,407	6.9	8.7	
合計		34,913,782,437	28,927,564,964	232,392,955	(181,888,050) 5,753,824,518	82.9	80.5	

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を()内書きした。

2 料理飲食等消費税及び特別地方消費税を旧法による税として一括記載した。

徴収割合は、82.9%となっており、前年度同期と比較して2.4ポイント上昇している。

2 収税事務について(加古川県税事務所、明石県税事務所)

平成16年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は28人で、その総額は226,185,044円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

- 3 課税事務について(加古川県税事務所、明石県税事務所)
不動産取得税等が、3件、111,600円過大課税、1件、39,500円過少課税となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 4 経理事務について(総務担当)
通勤手当等が、3件、2,310円過大支給、1件、26,700円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 5 物品の損傷について(総務担当)
平成15年3月7日に衝突事故により、公用車1台を損傷していた。
物品の管理に留意されたい。

県民生活部

経理事務について(高砂健康福祉事務所)

期末手当等が、1件、107,427円過大支給、2件、390,399円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部

- 1 工事関係事務について(加古川土木事務所)
道路除草業務委託等の設計が、2件、665,700円過大設計、2件、570,150円過少設計となっていた。
設計に当たり注意されたい。
- 2 占・使用許可事務について(加古川土木事務所)
平成16年3月までに許可期間が満了した公有土地水面使用等のうち、16年12月末現在許可更新の手続未了のものが46件ある。
早期に措置されたい。

3 収入の促進について（加古川土木事務所）

平成16年度（12月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済額は、184件、19,807,681円で、うち滞納繰越分は、91件、12,326,551円である。

収入の促進になお一層努められたい。

4 経理事務について（加古川土木事務所）

工事請負費が、1件、48,300円過少支出となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

北播磨県民局

企画調整部

1 県税の調定及び徴収状況について(社県税事務所)

平成16年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分 税目		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度 同期の 同割合
		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個人	4,209,765,516	2,567,064,512	21,861,445	1,620,839,559	61.0	61.0
	法人	695,808,668	688,338,204	2,069,072	(2,948,000) 5,401,392	98.9	99.3
事 業 税	利子割	53,130,483	53,130,483	0	0	100.0	100.0
業 税	個人	353,783,511	314,011,922	1,190,892	(461,000) 38,580,697	88.8	88.4
	法人	3,127,407,091	3,124,189,300	1,593,000	(16,347,000) 1,624,791	99.9	100.5
	不動産取得税	737,635,122	609,514,977	1,446,300	(22,162,160) 126,673,845	82.6	84.2
	ゴルフ場利用税	1,869,374,750	1,773,297,650	0	96,077,100	94.9	96.7
	自動車税	4,464,834,432	4,154,978,785	9,461,220	300,394,427	93.1	93.3
	鉱区税	139,600	139,600	0	0	100.0	100.0
	軽油引取税	1,017,013,589	816,097,437	0	(59,074,674) 200,916,152	80.2	92.6
	狩猟税	7,007,000	7,007,000	0	0	100.0	-
	旧法による税	631,750	20,875	0	610,875	3.3	10.0
	合計	16,536,531,512	14,107,790,745	37,621,929	(100,992,834) 2,391,118,838	85.3	86.5

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分等を()内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、85.3%となっており、前年度同期と比較して 1.2ポイント低下している。

2 収税事務について(社県税事務所)

平成16年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は13人で、その総額は251,919,900円である。

収入の促進になお一層努められたい。

- 3 課税事務について(社県税事務所)
自動車税等が、4件、36,900円過大課税、4件、140,400円過少課税となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 4 経理事務について(総務担当)
扶養手当等が、3件、388,355円過大支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 5 物品の損傷について(総務担当)
平成16年2月5日から12月21日までの間に自損事故等により、公用車3台を損傷していた。
物品の管理に留意されたい。

県民生活部

経理事務について(西脇健康福祉事務所、三木健康福祉事務所)

- (1) 報償費(謝金)が、1件、20,100円過少支出となっていた。
- (2) 期末手当等が、1件、82,673円過大支給、1件、128,860円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

地域振興部

- 1 工事関係事務について(三木土地改良事務所)
経営体育成基盤整備事業の設計が、1件、324,450円過少設計となっていた。
設計に当たり注意されたい。
- 2 管理事務について(三木土地改良事務所)
当所が管理する県有農道敷地内に、使用許可のない電力柱等が11本あり、このうち電力柱6本には、使用許可のない通信線が共架されていた。
措置されたい。

県土整備部

- 1 工事関係事務について(社土木事務所)
砂防工事等の設計が、1件、486,150円過大設計、1件、730,800円過少設計となっていた。
設計に当たり注意されたい。

2 占・使用許可事務について（社土木事務所）

平成16年3月に許可期間が満了した河川占用等のうち、16年12月末現在許可更新の手続未了のものが11件ある。

早期に措置されたい。

3 管理事務について（社土木事務所）

平成16年12月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、2件、1,758平方メートルである。

無断使用の解消に引き続き努められたい。

4 収入の促進について（社土木事務所）

平成16年度（12月末現在）における雑入（工事前払金余剰金利息）等の収入未済額は、14件、823,051円で、うち滞納繰越分は、10件、707,411円である。

収入の促進になお一層努められたい。

5 経理事務について（社土木事務所）

行政財産の使用許可に伴う財産使用料、12件、180,730円の調定が、10か月以上遅れ、平成17年2月10日となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

西播磨県民局

企画調整部

1 県税の調定及び徴収状況について(上郡県税事務所、龍野県税事務所)

平成16年度(11月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	3,905,014,555	2,108,461,644	10,979,173	1,785,573,738	54.0	54.4
	法人	519,613,870	508,623,696	273,201	10,716,973	97.9	96.6
	利子割	29,312,393	29,312,395	0	2	100.0	100.0
事業税	個人	314,065,662	266,982,415	238,700	46,844,547	85.0	83.1
	法人	2,304,211,557	2,303,489,102	91,200	631,255	99.9	98.3
不動産取得税		535,505,483	402,350,934	863,950	(9,914,880) 132,290,599	75.1	84.5
県たばこ税		4,233	4,233	0	0	100.0	58.7
ゴルフ場利用税		378,103,800	255,157,309	0	122,946,491	67.5	80.4
自動車税		4,027,641,750	3,731,217,024	7,986,919	288,437,807	92.6	92.6
鉾区税		1,010,600	1,025,600	0	15,000	101.5	100.0
軽油引取税		7,951,463,758	6,414,154,786	0	(1,538,889,142) 1,537,308,972	80.7	79.4
狩猟税		11,220,000	11,220,000	0	0	100.0	-
旧法による税		38,523	0	0	38,523	0.0	0.0
合計		19,977,206,184	16,031,999,138	20,433,143	(1,548,804,022) 3,924,773,903	80.3	79.9

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を () 内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、80.3%となっており、前年度同期と比較して0.4ポイント上昇している。

2 収税事務について(上郡県税事務所、龍野県税事務所)

平成16年度(11月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は13人で、その総額は205,468,034円である。

収入の促進になお一層努められたい。

- 3 課税事務について(龍野県税事務所)
個人事業税が、1件、18,500円過大課税となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 4 経理事務について(総務担当)
通勤手当が、1件、15,800円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 5 物品の損傷について(総務担当)
平成16年3月4日に自損事故により、公用車1台を損傷していた。
物品の管理に留意されたい。

県民生活部

- 1 収入の促進について(龍野健康福祉事務所、山崎健康福祉事務所)
平成16年度(11月末現在)における雑入(過年度特別障害者手当返還金)等の収入未済額は、43件、1,265,849円で、うち滞納繰越分は、8件、634,650円である。
収入の促進になお一層努められたい。
- 2 経理事務について(赤穂健康福祉事務所)
報酬(委員報酬)の支給において、5か月以上遅れているものが、1件、12,500円あった。
事務処理に当たり注意されたい。
- 3 債権管理について(龍野健康福祉事務所)
債権現在高簿により記録・管理されていない弁償金債権(生活保護費弁償金債権)が、2件、1,512,790円あった。
適正な債権管理に努められたい。

地域振興部

- 1 補助事業について(上郡農林水産振興事務所)
新山村振興等農林漁業特別対策事業において、施工すべき床点検ハッチが、1箇所、施工されていなかった。
完了検査に当たり注意するとともに指導されたい。

2 予算執行について（龍野農林振興事務所）

（節）工事請負費で支出すべき森林整備工事請負代金、1件、9,450,000円が、（節）委託料で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

3 経理事務について（龍野土地改良事務所）

(1) 補償、補填及び賠償金（物件移転補償費）が、1件、48,386円過大支出となっていた。

(2) 期末手当が、1件、72,421円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県土整備部

1 工事関係事務について（龍野土木事務所）

道路除草業務委託の設計が、1件、347,550円過大設計となっていた。

設計に当たり注意されたい。

2 管理事務について（上郡土木事務所）

平成16年11月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、3件、141平方メートルである。

無断使用の解消に引き続き努められたい。

3 収入の促進について（上郡土木事務所、龍野土木事務所）

平成16年度（11月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済額は、27件、1,627,200円である。

収入の促進になお一層努められたい。

広域防災センター

経理事務について

行政財産の使用許可に伴う財産使用料、1件、1,956,343円の調定が、10か月以上遅れ、平成17年2月1日となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

東京事務所

事務処理は、おおむね適正と認められた。

健康生活部関係

食肉衛生検査センター

経理事務について

期末手当が、1件、76,981円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県立のじぎく療育センター

1 利用状況について

平成16年度（12月末現在）における当療育センターの利用状況を前年度同期と比較すると、次表のとおりである。

区 分	外 来 患 者		入 院 患 者					
	延べ人員	1日 平均	延べ人員	1日 平均	病 床 数		病 床 利 用 率	
					許 可 病 床	稼働 病 床	許 可 病 床	稼 働 病 床
平成 16 年度 （12月末）	人 11,153	人 61	人 15,428	人 56	床 220	床 96	% 25.5	% 58.4
平成 15 年度 （12月末）	12,611	68	18,530	67	220	96	30.6	70.2
差引増減（ ）	1,458	7	3,102	11	0	0	5.1	11.8

2 経理事務について

給料等が、4件、22,987円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

平成16年度（12月末現在）における障害児福祉施設弁償金等の収入未済額は、647件、13,257,984円で、うち滞納繰越分は、487件、10,346,107円である。

収入の促進になお一層努められたい。

2 経理事務について

扶助費（里親措置費）が、2件、33,600円過少支出となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県立明石学園

事務処理は、おおむね適正と認められた。

農林水産部関係

県立農林水産技術総合センター

経理事務について

報酬等が、5件、2,336円過大支給、1件、7,520円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

教育委員会関係

東播磨教育事務所

1 収入の促進について

平成16年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、1,854件、155,737,030円で、うち滞納繰越分は、1,483件、110,856,070円である。

収入の促進になお一層努められたい。

2 経理事務について

期末手当等が、2件、135,140円過大支給、2件、445,187円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

北播磨教育事務所

収入の促進について

平成16年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、1,095件、87,583,360円で、うち滞納繰越分は、833件、62,240,150円である。

収入の促進になお一層努められたい。

西播磨教育事務所

1 収入の促進について

平成16年度（11月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、1,295件、97,775,760円で、うち滞納繰越分は、1,226件、91,351,440円である。

収入の促進になお一層努められたい。

2 経理事務について

(1) 大学奨学資金貸付金返還金等において、納期限までに完納していない者に対し督促状により督促していないものが67件あった。

(2) 給料等が、3件、13,106円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

3 奨学資金償還事務について

高校奨学資金に係る借用証書（返還明細書）の未提出者に対して返還事務処理要領に基づく一括返還の手続を行わなかったため、高校奨学資金貸付金返還金の調定を行っていないものが、4件、1,549,960円あった。

適正に返還事務を執行されたい。

県立教育研修所

県立図書館

県立嬉野台生涯教育センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

明石城西高等学校

授業料の徴収状況について

平成16年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、6件、56,100円である。

納期内納付の促進に努められたい。

加古川南高等学校

経理事務について

期末手当が、2件、256,273円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

農業高等学校

授業料の徴収状況について

平成16年度（12月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、88.8%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、47件、476,700円である。

納期内納付の促進に努められたい。

西脇北高等学校

授業料の徴収状況について

平成16年度（12月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、89.9%で低率である。

納期内納付の促進に努められたい。

三木北高等学校

経理事務について

期末手当が、1件、175,842円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

三木東高等学校

授業料の徴収状況について

平成16年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、31件、302,400円である。

納期内納付の促進に努められたい。

松陽高等学校

授業料の徴収状況について

平成16年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、26件、243,600円である。

納期内納付の促進に努められたい。

吉川高等学校

経理事務について

扶養手当等が、3件、12,600円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

播磨農業高等学校

1 授業料の徴収状況について

平成16年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、21件、192,150円である。

納期内納付の促進に努められたい。

2 経理事務について

旅費（通勤交通費）が、1件、5,484円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

北はりま養護学校

経理事務について

勤勉手当が、1件、59,180円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

明石高等学校

明石南高等学校

錦城高等学校

明石北高等学校

明石清水高等学校

明石西高等学校

加古川北高等学校

加古川東高等学校

加古川西高等学校

東播工業高等学校

西脇高等学校

西脇工業高等学校

三木高等学校
高砂高等学校
高砂南高等学校
東播磨高等学校
播磨南高等学校
小野高等学校
小野工業高等学校
社高等学校
多可高等学校
北条高等学校
相生高等学校
相生産業高等学校
龍野高等学校
龍野実業高等学校
新宮高等学校
太子高等学校
赤穂高等学校
上郡高等学校
佐用高等学校
山崎高等学校
伊和高等学校
千種高等学校
のじぎく養護学校
いなみ野養護学校
播磨養護学校
赤穂養護学校

事務処理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会関係

明石警察署

三木警察署

社警察署

加西警察署

西脇警察署

加古川警察署

高砂警察署

龍野警察署

相生警察署

赤穂警察署

佐用警察署

穴栗警察署

事務処理は、おおむね適正と認められた。